

安全保障法制の整備に当たり、十分な国民への説明と、憲法の理念を尊重し国会等での慎重審議を求める意見書（案）

政府は、本年7月1日の臨時閣議において、国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るための自衛の措置を決定しました。

閣議決定に当たっては、行使の対象・範囲など様々な意見があり、多くの地方議会から慎重審議を求める意見書が提出される中、自衛措置のための武力行使時に守るべき新三要件を明確にしました。

しかしながら、閣議決定後に実施された世論調査では、閣議決定について、「十分に説明しているとは思わない」や「検討が十分に尽くされていない」とする回答が多数を占める結果となっています。

今後、自衛隊法の改正を初めとした関連法の整備が予定されています。

よって、国におかれては、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備に当たっては、平和に対する国民の不安や疑念を払拭するためにも、十分な国民への説明と、憲法の理念を尊重し国会等での慎重審議を尽くされるよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月22日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣 宛
外 務 大 臣
防 衛 大 臣
安全保障法制担当大臣

長野市議会議長 高 野 正 晴